

令和7年度 地域密着型サービス研修日程一覧(年間)

研修名	受講対象者	回数	研修日程	場所	宇都宮市受付期間
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践リーダー研修修了者かつ有資格者(※)であって、5年以上の介護実務経験があり、認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画すること等を推薦者に認められ、地域ケアを推進する役割が見込まれる者 ※詳細は募集要項確認		月 日() ～ 月 日()		月 日() ～ 月 日()
認知症介護実践研修(実践者研修)	研修の全課程を受講できる者で、介護保険施設・事業所等に勤務する介護職員等で原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等)であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、実務経験2年程度の者	第1回	6月4日(火) ～8月22日(金)	栃木県庁 東館 講堂 ほか	4月21日(月) ～5月2日(金)
		第2回	8月26日(火) ～11月11日(火)	栃木県庁 東館 講堂 ほか	7月14日(月) ～7月18日(金)
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	研修の全課程を受講できる者で、介護保険施設又は指定居宅サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修(旧基礎課程を含む。)を修了し1年以上経過している者または、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者	第1回	5月15日(木) ～8月4日(月)	とちぎ福祉プラザ第 1.2研修室 ほか	4月3日(木) ～4月10日(木)
		第2回	10月1日(水) ～12月19日(金)	栃木県庁 本館 6階 会議室1 ほか	8月4日(月) ～8月15日(金)
認知症対応型サービス事業管理者研修	単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修を修了している者。	第1回	月 日() ～ 月 日()		月 日() ～ 月 日()
		第2回	月 日() ～ 月 日()		月 日() ～ 月 日()
認知症対応型サービス事業開設者研修	指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者又は代表者になることが予定される者。		月 日() ～ 月 日()		月 日() ～ 月 日()
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修を修了している者。		月 日() ～ 月 日()		月 日() ～ 月 日()